

(理事長の職務)

第34条 理事長は組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(付則)

1. 第31条の規約を第34条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。